

令和5年度 佐久市民の日協賛事業募集要項

佐久市では、3月9日の「佐久市民の日」を記念して「佐久市民の日協賛事業」を募集します。

1 佐久市民の日記念事業を実施する趣旨

佐久市では、市と市民の皆さんが一体となって佐久市の魅力を再発見し、愛着と誇りを抱き、佐久市の更なる発展を期するため、3月9日を「佐久市民の日」として、記念事業を実施するものです。

2 佐久市民の日協賛事業とは

「佐久市民の日」を記念して、その趣旨に賛同する民間事業者・各種団体等（以下、「事業者等」という。）が主催する自主事業で、かつ、多くの市民の皆さんが参加し、広く内外に「佐久市民の日」を発信する事業とします。

3 協賛事業の主催者・対象者について

主催者は、市内に活動拠点を有する事業者等とします。

対象者は、市民等（市内在住・在勤・在学等）を基本としますが、市内外を問わず、佐久市に関心のある皆さんとします。

4 協賛事業の内容・条件について

対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものとし、新規事業だけではなく、既存事業を協賛事業として実施することもできます。

＜例＞佐久市民の日3.9（サンキュー）セール、テイクアウトやデリバリーの割引・特典、佐久市民の日記念〇〇体験、プレゼント企画 等

- (1) 佐久市の魅力を広く市内外にアピールする事業
- (2) 佐久市への愛着と誇りを深める事業
- (3) 佐久市全体の一体感を醸成する事業

ただし、下記のいずれかに該当する事業については、対象外とします。

- (1) 法令及び公序良俗に反する事業、又はそのおそれがあると認められる事業
- (2) 特定の個人・団体のみを対象とする事業
- (3) 不当な利益を得るために利用するおそれがある事業
- (4) 佐久市の品位を傷つける事業又は誤解をまねくおそれのある事業
- (5) 暴力団若しくは暴力団員の関わりがある事業
- (6) 政治活動、宗教活動及び思想活動を目的とする事業
- (7) その他、佐久市民の日の趣旨に相応しくないと認められる事業

5 協賛事業の実施期間について

協賛事業の実施期間は、原則として令和6年3月1日（金）～3月31日

(日)の間とし、事業の実施が可能な期間とします。

なお、可能な限り、佐久市民の日である3月9日(土)を含む期間で実施してください。

6 募集期間について

令和6年3月1日(金)まで募集します。

令和5年12月22日(金)までにお申込みいただいた場合は、市広報紙3月号へ協賛内容を掲載させていただきます。

なお、募集は、市広報紙や市ホームページへの掲載のほか、各事業者に対して参加を呼びかけます。

7 申し込み方法について

「佐久市民の日」協賛事業に参加を希望する方は、「3月9日佐久市民の日協賛事業計画書(様式1)」に必要事項を記入し、下記お申込み先に郵送、FAX、電子メール又は直接、お申込みください。

なお、事業内容によっては、開催等について、ご相談させていただく場合もありますのでご了承ください。

計画書は、市ホームページからダウンロードをしていただくか、佐久市役所総務課又は各支所総務税務係からお渡しできます。

8 参加にあたってのお願い、注意事項

佐久市民の日は「3月9日」であることを周知するため、協賛事業名に「3月9日」を入れるとともに、必ず「佐久市民の日」と入れてください。

また、協賛事業を告知・実施する際、チラシ等にスペースがある場合、「3月9日は佐久市民の日です」「佐久市民の日は10回目を迎えました」等の文言を入れ、佐久市民の日の周知にご協力をお願いします。

<例：3月9日佐久市民の日記念〇〇〇セール>

なお、実施した事業に関する事故・苦情等が発生した場合は、主催者の責任のもと必要な措置を講じてください。

9 事業実施後の報告について

協賛事業実施後30日以内に「3月9日佐久市民の日協賛事業実績報告書(様式2)」の提出をお願いします。

なお、実績報告書は市ホームページからダウンロードしていただくか、佐久市役所総務課又は各支所総務税務係からお渡しします。

【お申し込み・お問い合わせ先】

〒385-8501 長野県佐久市中込 3056 佐久市役所 総務課 総務係

電話：0267-62-2111 (内線 423・448) FAX：0267-63-1680

E-mail：somu@city.saku.nagano.jp